

税務グループ第 1 回考査
試 験 問 題

注意事項

＜補習生カードを通路側に置いて、番号が確認できるようにしてください＞

- 1 試験開始の合図により、試験を始めてください。それまでこの冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 この冊子の最後の頁には、「以上」の記載があります。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 3 答案は、配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。また、楷書で丁寧に記入し、数字については 3 桁ごとにカンマを打って解答してください。こするとインクが消えるボールペンは使用不可とします。黒のボールペン又は黒の万年筆以外で解答した答案は試験を無効とし、採点しません。
- 4 所属補習所、補習生カード番号、氏名について、各解答用紙の記入欄に漏れのないよう確実に全て記入してください。未記入項目がある場合は、その解答用紙を採点しない場合があります。
- 5 答案用紙は、白紙の場合も必ず提出してください。
- 6 問題に関する質問には一切応じません。
- 7 試験時間は 2 時間です。試験開始 60 分後から試験終了 10 分前までの間は、途中退室を認めません。途中退室する場合は、必ず答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置き、静かに退室してください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 8 試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
筆記用具（ペンケースから取り出すこと）、定規、修正液（修正テープ）、電卓（規定のもの）及び腕時計又は懐中時計。スマートウォッチ（試験監督者がスマートウォッチかどうか判断しづらい腕時計を含む）、ストップウォッチ、キッチンタイマー、置時計は使用できません。
腕時計又は懐中時計は机の上に置いて使用してください。また、使用が認められているもの以外はカバン等にしまい、荷物は全て足元に置いてください。試験開始後は、カバン等から荷物を取り出すことはできません。これらに反した場合は、試験監督者の判断で不正行為とみなし、試験無効といたします。
- 9 携帯電話やスマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は、電源を切ったうえでカバン等にしまってください。
- 10 水分補給のため、外装フィルムを剥がしたふた付きペットボトル 700ml 以下のもの 1 本に限り試験中に机の上に置くことができます。
- 11 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験監督者の指示に従ってください。
- 12 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、速やかに答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置いてください。
- 13 不正を行った者には直ちに退場を命じ、その回の試験は無効とします。
- 14 無効となった場合は、問題用紙・答案用紙の持ち帰りはできません。

（答案用紙の氏名等記載例・マークシート記入例）

- ※1：所属補習所・支所は自身が所属する[東京・東海・近畿・九州・札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松]のいずれかを記載すること
- ※2：補習生カード番号を記載し、丁寧にマークすること。また、誤ってマークした場合は、修正液（修正テープ）で綺麗に消すこと

	所属補習所・支所	補習生カード番号(9桁)											
	東京	番号	2	0	2	4	0	1	2	3	4		
氏名		0	①	●	①	①	●	①	①	①	①		
会計 太郎		1	①	①	①	①	①	●	①	①	①		
＜注意＞ 補習生カード番号を記載し、番号を丁寧にマークしてください。綺麗にマークされていない場合、正しく採点されない場合があります。 ※黒のボールペン又は黒の万年筆を使用すること。 ※誤ってマークした場合は、マークの跡が残らないよう、修正液（修正テープ）で綺麗に消すこと。		2	●	②	●	②	②	②	●	②	②		
		3	③	③	③	③	③	③	③	●	③		
		4	④	④	④	●	④	④	④	④	●		
		5	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤		
		6	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥		
		7	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦		
		8	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧		
		9	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨		

問題 1 資産課税の全体像、相続税法、贈与税、譲渡所得課税概論【配点 30 点】

問 1 遺贈の定義及び遺贈の効力発生時期を答えなさい。

問 2 以下の文章の空欄①～⑨に当てはまる語句又は数値を答えなさい。

- (1) 相続放棄・限定承認は相続の開始があったことを知ったときから (①) か月以内に家庭裁判所に申し出なければならない。
- (2) 被相続人の死亡日までの所得を申告することを (②) という。(②) は、被相続人の死亡日の翌日から (③) か月以内に申告する必要がある。
- (3) (④) とは、相続開始後一定の手続きを経て、各相続人の具体的な取得財産を決定することをいう。その際には、(④) 協議書の作成をし、相続人全員の (⑤) の押印及び (⑥) の添付が必要になる。
- (4) 相続の開始があったことを知った日の翌日から (⑦) か月以内に相続税申告書を提出しなければならない。
- (5) 遺留分侵害額の請求期限は、相続開始又は遺留分を侵害する贈与又は遺贈のあったことを知ったときから (⑧) 年以内、又は相続開始のときから (⑨) 年を経過する日のいずれか早い日である。

問 3 令和 6 年 1 月 28 日に、株式会社 A 社社長である甲（享年 76 歳）に相続が発生し、妻乙（74 歳）、長男丙（42 歳）、次男丁（40 歳）が法定相続人である。甲の相続発生時点での財産及び債務は以下のとおりである。これらの財産に関し、各設問に答えなさい。なお、解答に際し、計算を要するものは全て計算式を記載すること。

(注) 計算結果のみ記載されている場合、仮に記載された数値が正しい場合でも誤答とする。

< 甲の令和 6 年 1 月 28 日現在の財産及び債務の相続税評価額 >

1. 甲の財産

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| ・現金預金 | 1 億 1,800 万円 |
| ・死亡退職金 | 5,000 万円 |
| ・居住用不動産 | 1 億 1,000 万円（土地 6,000 万円、建物 5,000 万円） |
| ・賃貸用不動産 | 8,200 万円（土地 4,000 万円、建物 4,200 万円） |
| ・A 社株式（非上場株式） | 8,200 万円 |
| ・その他 | 1,000 万円 |

2. 甲の債務

- | | |
|------|----------|
| ・借入金 | 2,500 万円 |
| ・未払金 | 200 万円 |

- (1) 基礎控除の金額を計算しなさい。
- (2) 課税価額の合計額を計算しなさい。なお、解答に当たって、小規模宅地等の評価の特例は考慮しなくて良い。
- (3) (2) を民法第 900 条の規定に従って相続する場合の相続税の総額を計算しなさい。
- (4) 乙が 60%、丙が 20%、丁が 20% で財産及び債務を相続とした場合の乙及び丙の負担する相続税額を計算しなさい。

[相続税の速算表]

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	—
1,000 万円超から 3,000 万円以下	15%	50 万円
3,000 万円超から 5,000 万円以下	20%	200 万円
5,000 万円超から 1 億円以下	30%	700 万円
1 億円超から 2 億円以下	40%	1,700 万円
2 億円超から 3 億円以下	45%	2,700 万円
3 億円超から 6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円超	55%	7,200 万円

問 4 問 3 の事例において、次の (1) (2) の問いに答えなさい。

- (1) 丙は、甲の所有していた A 社株式の全てを相続し、令和 6 年 12 月 25 日にその全ての株式を発行会社で非上場会社である A 株式会社へ 1 億円で譲渡した。

甲の A 社株式の取得価額は 3,000 万円であり、丙は、確定申告に際して、相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例を受けている。この場合の丙の令和 6 年分の所得税の確定申告に当たり、A 社株式の譲渡に係る譲渡所得の金額を答えなさい。

- (2) 乙は、甲の所有していた居住用不動産を相続し、当該居住用不動産を全て令和 6 年 12 月 18 日に譲渡価額 1 億 1,530 万円（消費税及び地方消費税の額 230 万円を含む）で譲渡し、譲渡費用 300 万円を譲渡時に支払った。当該土地は、甲が相続で受けたものであり取得価額は不明である。建物は平成 3 年 5 月 31 日に甲が建設しており、譲渡直前の建物の帳簿価額（減価償却費相当額を控除した後）は 1,350 万円であり、相続時の居住用不動産の相続税評価額は問 3 のとおりである。乙の令和 6 年分の所得税の確定申告に当たり、居住用不動産の譲渡に係る譲渡所得の金額を答えなさい。

(注 1) 譲渡所得の計算に当たっては、丙の納税額が最も小さくなるように計算することとし、相続税の取得費加算の金額は考慮しなくて良い。

(注 2) 計算結果のみ記載されている場合、仮に、記載された数値が正しい場合でも誤答とする。

問題2 所得税法概論【配点 30 点】

問1 次の1～4に該当する所得につき、その所得区分又は課税関係につき、以下の語群より選択し記号で答えなさい。なお、語群に解答がない場合には、キ.その他を選択の上で、所得区分又は課税関係を記載しなさい。

1. 国会議員に対して支給される歳費
2. マンション一室の賃貸により生じる所得
3. 労働基準法に基づき支給される解雇予告手当
4. 生活に通常必要な動産の譲渡による所得

語群

ア. 事業所得 イ. 不動産所得 ウ. 給与所得 エ. 退職所得 オ. 譲渡所得
カ. 雑所得 キ. その他

問2 次の1及び2の記述について、その記述が正しければ回答欄に○を記載し、誤りがある場合には、回答欄に×を記載の上で、その理由を述べなさい。

1. 給与所得者である本人が知人に対して 200 万円を貸し付けた際に収受する利息は利子所得として区分される。
2. 医療費控除において、インフルエンザの予防接種に係る費用や、人間ドックに係る費用については、病気の治療に係る費用ではないため、一切医療費控除の対象とはならない。

問3 東京太郎の令和6年中の状況は以下の〔資料〕のとおりである。これに基づいて作成された所得税確定申告書の④～⑩に記載されるべき金額につき、答案用紙の解答欄に答えなさい。なお、所得税額の計算は、納付すべき所得税額が少なくなる方法により計算すること。

〔資料〕

1. 東京太郎の家族構成は次のとおりであり、東京太郎以外に所得はなく、全員同居している。
東京太郎（50 歳）、妻 東京花子（48 歳）、長男 東京一郎（20 歳）、
長女 東京弥生（15 歳）

2. 東京太郎は、A社に勤務するとともに、B社からも給与を得ている。それぞれの会社から入手した源泉徴収票によると、記載されていた金額は、次のとおりであった。

	支払金額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	源泉徴収税額
A社	8,400,000円	1,266,080円	100,500円	43,000円	123,000円
B社	600,000円	—	—	—	18,372円

給与所得控除額は以下のとおりである。

収入金額	給与所得控除額
(略)	(略)
660万円を超え 850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

3. 東京太郎は、令和6年7月1日に父の死亡により父が所有していたアパート1棟（6室）を相続し、引き続き不動産収入を得ている。なお、相続時に青色申告の承認申請書を提出し、承認を受けており、正規の簿記の原則にしたがって記帳を行っている。また、その概要は次のとおりである。

- ・令和6年7月1日～12月31日迄の不動産収入：3,060,000円
- ・同上の期間において、空室は一切なかった。
- ・同上の期間における不動産収入にかかる必要経費の額：880,000円
- ・アパートの情報

当初取得日：平成16年1月10日

取得価額：30,000,000円

父の所得税確定申告における減価償却の耐用年数：34年（償却率0.030）

償却方法：旧定額法

令和6年7月1日の帳簿価額：13,395,000円

相続による取得価額（相続税評価額）：12,000,000円

- ・減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表は次のとおりである。

耐用年数	平成19年3月31日以前取得		平成19年4月1日以後取得				平成24年4月1日以後取得		
	旧定額法償却率	旧定率法償却率	定額法償却率	定率法			定率法		
				償却率	改訂償却率	保証率	償却率	改訂償却率	保証率
14	0.071	0.152	0.072	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854
15	0.066	0.142	0.067	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565
34	0.030	0.066	0.030	0.074	0.077	0.01532	0.059	0.063	0.02097

4. 令和6年10月5日に金地金を7,500,000円で売却した。当該金地金は、令和元年6月10日に5,000,000円で取得したものである。

5. 令和6年中にいわゆるふるさと納税を150,000円行った。
6. 令和6年中に確定拠出年金法に基づく掛金120,000円を拠出した。
7. 令和6年中にNISAへ500,000円拠出した。
8. 所得税の税率は次のとおりである。

課税総所得金額等 A	税額の速算式
(略)	(略)
330万円超 695万円以下	$A \times 20\% - 427,500$ 円
695万円超 900万円以下	$A \times 23\% - 636,000$ 円
900万円超 1,800万円以下	$A \times 33\% - 1,536,000$ 円
(略)	(略)

納税地	東京都千代田区九段南	フリガナ	トウキョウ タロウ
現在 の 住 所 又 は 居 所 事 業 所 等	同上	氏名	東京 太郎
令和 7 年 1 月 1 日 の 住 所	同上	職業	会社員
種類	〇	屋号・雅号	
特異の 表 示		世帯主の氏名	東京 太郎
整理 番号		世帯主との続柄	本人
		電話番号	自宅・勤務先・携帯

収入 金額 等	事業	営業等	区分	⑦		
	業	農 業	区分	①		
	不動産	区分	3	ウ	3 0 6 0 0 0 0	
	配	当	⑤			
	給	与	区分	1	④	9 0 0 0 0 0 0
	雑	公的年金等	⑥			
		業 務	区分	⑧		
		その他	区分	⑨		
		総合譲渡	短期	⑦		
		長 期	⑧		A	
一	時	⑨				
所得 金額 等	事業	営業等	①			
	業	農 業	②			
	不 動 産	③		B		
	利 子	④				
	配 当	⑤				
	給与	区分	⑥		C	
	雑	公的年金等	⑦			
		業 務	⑧			
		そ の 他	⑨			
		⑩から⑪までの計	⑩			
総合譲渡・一時 ⑫+((⑩+⑪)×1/2)		⑪		D		
合 計	⑫					
所得 から 差し 引か れる 金額	社会保険料控除	⑬				
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		E		
	生命保険料控除	⑮		1 0 0 5 0 0		
	地震保険料控除	⑯		4 3 0 0 0		
	寡婦、ひとり親控除	区分	⑰		0 0 0 0	
	勤労学生、障害者控除	⑱		0 0 0 0		
	配偶者 特別控除	区分	⑲		1 3 0 0 0 0	
	扶養控除	区分	⑳		F	
	基礎控除	㉑		4 8 0 0 0 0		
	⑬から㉑までの計	㉒				
雑 損 控 除	⑳					
	医療費控除	区分	㉓			
	寄附金控除	㉔		G		
	合 計	㉕		2 9 1 7 5 8 0		

税 金 の 計 算	課税される所得金額 (12-29)又は第三表 上の㉕に対する税額 又は第三表の㉖	③①		H	
	配 当 控 除	③②			
	特定増収等 住宅購入等 等特別控除	区分	③③		
	政党等寄附金等特別控除	③④		0 0	
	住宅耐震改修 特別控除等	区分	③⑤		
	災害減免額	③⑥		0 0	
	再差引所得税額	③⑦			
	令和 6 年分 特別税額控除 (3万円×人数)	人数	4	③⑧	1 2 0 0 0 0
	再々差引所得税額 (③⑧-③⑨)(赤字のときは0)	③⑨			
	復興特別所得税額 (③⑨×2.1%)	③⑩			
そ の 他	所得税及び復興特別所得税の額 (③⑩+③⑪)	③⑪			
	外国税額控除等	区分	③⑫		
	源泉徴収税額	③⑬		I	
	申告納税額 (③⑬-③⑭-③⑮-③⑯)	③⑭			
	予定納税額 (第1期分・第2期分)	③⑮			
	第3期分の 納める税金	③⑯			
	第3期分の 還付される税金	③⑰			
	修正申告 修正前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載)	③⑱			
	第3期分の税額の増加額	③㉑		0 0	
	延 納 届 出 額	公的年金等以外の 合計所得金額	③㉒		
配偶者の合計所得金額		③㉓			
専従者給与(控除)額の合計額		③㉔			
青色申告特別控除額		③㉕			
雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額		③㉖			
未納付の源泉徴収税額		③㉗			
本年分で差し引く繰越損失額		③㉘			
平均課税対象金額		③㉙			
変動・臨時所得金額		区分	③㉚		
申告期限までに納付する金額		③㉛		0 0	
延 納 届 出 額	延 納 届 出 額	③㉜		0 0 0	
	還付 受取る 場合 の所 得	銀行 金庫・ 組合 預金 郵便 局 等	普通 当座 納税 準備 貯蓄	本店・支店 出張所 本所・支所	
	公金受取口座登録の同意				
	公金受取口座の利用				
	延納届出額				

整理 番号	異動	名簿	区分	1	4	課 税
----------	----	----	----	---	---	--------

A B C D E G H I K L

第一表 (令和六年分用)
定額減税実施済額は、㉓と㉔のいずれか少ない方の金額です。
納 管
事 業
住 民
資 産
総 合
分 隔
検 算
通 信
付 印
年 月 日
一 通
番 号

問題3 消費税法概論、消費税法の実務 【配点 40 点】

当社は不動産賃貸業を営んでおり、商業用建物の賃貸借による課税売上と、居住用アパートの賃貸借に伴う非課税売上が存在する。令和7年3月期決算報告に際して顧問税理士と令和8年3月期の消費税申告予定額のシミュレーションを行った結果、翌課税期間においては課税仕入に係る消費税額の全額を控除することができない可能性が高いとの結論に至った。翌課税期間の消費税申告における控除対象外消費税額を最小限に留めるため、以下の消費税申告書の空欄を補い完成させた上で、顧問先に対する助言に係る問いに答えなさい。

問1 わが国の消費税法の定めにおいて、仕入税額控除の計算を個別対応方式又は一括比例配分方式で行わなければならない場合はどのような場合か答えなさい。

問2 前提条件に従い、個別対応方式における消費税申告書を作成した場合、添付の消費税申告書に記載されるべき金額について解答用紙の指示に従って答えなさい。なお、消費税申告書にあらかじめ「0」が記載されている項目も、「0」を含めて解答用紙に記載すること。

(前提条件)

収益費用及び消費税の見積額 自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日						【金額単位：円】
勘定科目	消費税率	①	②	③	④	⑤
		税抜金額	①のうち課税売上のみに対応する金額	①のうち非課税売上のみに対応する金額	①のうち課税売上と非課税売上に共通対応する金額	消費税等の金額
賃貸収入（消費税課税）	10%	390,000,000	—	—	—	39,000,000
賃貸収入（消費税非課税）		130,000,000	—	—	—	0
収益合計		520,000,000	0	0	0	39,000,000
役員報酬	—	60,000,000	—	—	—	0
事務委託費	10%	2,500,000	0	0	2,500,000	250,000
広告宣伝費*	10%	1,200,000	600,000	600,000	0	120,000
旅費交通費	10%	500,000	0	0	500,000	50,000
修繕費	10%	150,000,000	135,000,000	15,000,000	0	15,000,000
減価償却費	—	100,000,000	—	—	—	0
保険料	—	8,000,000	—	—	—	0
租税公課	—	56,000,000	—	—	—	0
消耗品費	10%	3,600,000	0	0	3,600,000	360,000
接待交際費*	軽減8%	1,000,000	0	0	1,000,000	80,000
水道光熱費	10%	24,000,000	19,200,000	3,600,000	1,200,000	2,400,000
保守委託料*	10%	4,800,000	4,320,000	480,000	0	480,000
費用合計		411,600,000	159,120,000	19,680,000	8,800,000	18,740,000

* 広告宣伝費、接待交際費及び保守委託料についてはその全額が適格請求書の発行事業者以外との取引によるものである。

問3

1 問2と同様の前提条件において、一括比例配分方式を採用した場合の消費税及び地方消費税の納税額を示した上で、個別対応方式を採用した場合に比べて有利か不利か答えなさい。

2 個別対応方式を採用するための、消費税法に定められた条件について論じたうえで一括比例配分方式を採用した場合の以降の課税期間に生じる制限について説明しなさい。

以 上

(この面は計算用紙として使用してよい。)